

米商賣をなしけり。但し其の祖先以來の傳記なきゆゑ、府中大文字屋の別家等の事詳かならず。

○地獄橋

金澤橋梁記に、地獄橋御坊町下也。とあり。按ずるに、極樂橋に對したる橋名ならんか。但し今此の橋詳かならず。

○塩屋町

三州志來因概覽附録に、今の塩屋町・御坊町等は、古へ今の前田式部の第邊にかけてありしと傳言す。と見ね、龜尾記に、塩屋町は今の金城追手前にありしを、寛永年間此の所へ轉地す。とあり。三州名跡誌には、金城大手先前田對馬守屋敷邊および算用場邊にありし町家をば、堀川口へ所替命ぜらる。といへり。今按ずるに、平野屋半助・片岡孫兵衛等の由緒書に、國初以來尾坂下に居邸賜はり居住し來る處、寛永十三年火災に付、町替被仰付、此時移轉命ぜられたる由記載すれば、塩屋町を今の地へ移轉ありしも、同時なるべし。改作所舊記に載せたる寛文六年九月用所よりの書面に、大野筋へ鷹野御出之刻、御召船之内一艘塩屋町端之川に爲登置、といふ事見たり。此の時代までは、塩屋

町は此の筋の町端なりしやうに聞ゆ。

○塩屋町來由

或は云ふ。舊藩國初以來塩問屋を置かれ、能登諸浦の製塩等を運送せしを賣捌かしめられたり。故に町名を塩屋町と呼べりと。按ずるに、改作所舊記に載せたる、萬治三年四月廿七日前田對馬等連名達書等如左。

覺

- 一、五千俵 小松
- 一、五萬俵 宮腰
- 一、二萬俵 高岡
- 一、一萬俵 魚津
- 一、五千俵 七尾
- 一、九萬俵

此分毎年公儀に被召上、所々御藏に可被詰置候。

- 一、御分國中喰塩直段之儀、塩師与商人相對を以て賣可申候事。
- 一、三ヶ國所々御藏入塩直段之儀、其時々相場を以可被召上候事。

一、塩師并商人手前より、他國に塩出し不申様に、急度縮り可被申付候事。

一、賣餘り塩有之候者、是又時々相場並可被召上候事。

一、塩一俵に付運上銀八分宛、塩師共より上之可申候。此運上銀、散小物成同事取立候様可被申付候事。

一、塩手米、百姓勝手次第に貸渡し、年中平均直段を以、代銀取立候様に可被申渡候事。

右之通被仰付候條、被其意可申渡候。以上。

子四月廿七日

- 前田 對馬
- 奥村 因幡
- 今枝 民部
- 津田 玄蕃

笹田助左衛門殿

伊藤内膳殿

平岡小左衛門殿

御分國之内商賣塩之御定書寫遣候。

一、塩座當月切に而被召上、來朔日より誰に而も商賣仕替に候。

一、此御定書は能州塩之御定に候。地塩運上銀又は商賣之儀茂、此御定書之通に候條、其御心得可有之候。但、地塩之塩師共には、御借米は跡々より無之候。

一、右運上銀は、散小物成取立人、取立候様に御申付可有之候。

一、他國に塩出候事、堅御停止に候。誰々によらず、御國之内に而塩商賣仕度者は、自由に仕候様に、御申觸可有之候。以上。

五月四日

- 武部四郎兵衛殿
- 千秋彦兵衛殿

御老中より塩之儀に付而御ヶ條書、并御算用場より添書兩通共に遣候條、組々の急度可申渡候事。

一、明後日組中高・物成之手前之控之帳面、御算用場迄持參可仕旨被仰渡候間、油斷仕間敷候。以上。

五月四日

- 武部四郎兵衛
- 千秋彦兵衛
- 石川郡十村中